

(データ/病床)比、データ数及び適切なDPCデータの作成に係る指標のFAQ

ID	項目	質問	回答	掲載日
1	(データ/病床)比とデータ数	データ数は、1か月あたりの「貴院の値」と「基準値」が通知されているが、1か月だけでも満たしていない月があると退出となるのか。	令和8年度に向けた判定から新規に判定対象となるデータ数については、(データ/病床)比と同様に、1年間(12か月)分での判定となる。適切なDPCデータの作成に係る指標も同様である。	5/31
2	データ数	データ数が90以上とはどの件数を指すのか。	データ数については、(データ/病床)比の分子に由来する。定義等については、通知の【参考1】【参考2】を参照。	5/31
3	データ数	データ数に含まれるのは一般病棟から退院した患者だけなのか。	通知に記載の【参考1】のとおり、「算定告示に定める診断群分類点数表による算定の対象となる病床(*)」に入院していた患者に係る提出データ(以下、(*)を「DPC算定病床」という。)が対象となる。したがって、対象期間において、DPC算定病床への入院後、DPC算定病床以外の病床(以下、「非DPC算定病床」という。)へ転棟し、退院に至った患者もデータ数に含まれる。 (*)以下に掲げるものに係る届出を行っている病床。 ・A100 一般病棟入院基本料 ・A104 特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。) ・A105 専門病院入院基本料 ・A300 救命救急入院料 ・A301 特定集中治療室管理料 ・A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料 ・A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・A301-4 小児特定集中治療室管理料 ・A302 新生児特定集中治療室管理料 ・A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料 ・A303 総合周産期特定集中治療室管理料 ・A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料 ・A305 一類感染症患者入院医療管理料 ・A307 小児入院医療管理料	5/31
4	データ数	データ数の対象となるデータの考え方が知りたい。	通知に記載の【参考2】のとおり、原則として、評価対象期間に当該医療機関におけるDPC算定病床を退院した患者のデータが対象。 ただし、下記の取り扱いとする。 ①エラーのあるデータ等は除外する。(ア)i. ②様式4において、「1」医科レセプトのみ、又は「2」歯科レセプトあり、とされているデータを対象とする。(ア)ii. ③7日以内の同一傷病による一連の再入院があった場合は、前回入院と合わせ1データとしてカウントする。(ア)iii. ④以下の、「算定告示」(*)1に定めている包括評価の対象外となる症例のデータは除外する。ただし、いわゆる「五号告示」(*)2に該当する症例(新規技術実施例や高額薬剤投与例等)のデータは対象とする。(ア)iv. 1)入院後24時間以内に死亡した患者又は生後1週間以内に死亡した新生児 2)評価療養又は患者申出療養を受ける患者 3)臓器の移植術を受ける患者 4)非DPC算定病床のみに入院していた患者のデータ  (*)1)DPCの算定告示 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001230352.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001230352.pdf</a> (*)2)DPCの算定告示の第1項5号 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001230349.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001230349.pdf</a>	5/31
5	データ数	医療資源病名が「新型コロナウイルス感染症」(ICD10コードとして「U071」又は「U072」)に該当する患者のデータは、データ数に含まれるのか。	含まれる。ID4の回答のとおり、いわゆる「五号告示」に該当する症例はデータ数に含まれる。	5/31
6	データ数	データ数に係る基準(1月当たり90以上)を満たさない場合、DPC制度からの退出時期はいつになるのか。	通知に記載の通り、「データ数及び適切なDPCデータの作成に係る指標」は、令和8年度診療報酬改定時よりDPC制度への参加及びDPC制度からの退出に係る判定基準となる。よって、基準を満たしていない場合でも、令和8年度改定時まで退出の必要性はない。令和8年度診療報酬改定時のDPC制度への参加及びDPC制度からの退出については、令和6年10月～令和7年9月における実績データをもとに判定される予定である。	5/31
7	部位不明・詳細不明コードの使用割合	「部位不明・詳細不明コード」の対象は何か。	2024年度DPCの評価・検証等に係る調査実施説明資料の「Ⅲ関係資料」を参照。 DPC算定病床に入院していた症例に対する「医療資源を最も投入した傷病名」での「部位不明・詳細不明コード」が対象となる。	5/31
8	様式間の記載矛盾	「DPCデータの様式間の記載矛盾の割合」の改善に取り組むにあたり、矛盾の対象となる項目を知りたい。	「DPCデータの様式間の記載矛盾」については、通知の1ページに記載の通り、以下が対象となる。 ・様式1の親様式・子様式間(データ属性等(郵便番号、性別、生年月日等)) ・様式1とEFファイル間(入院日数入院料の算定回数との矛盾) ・様式4とEFファイル(医科保険情報と先進医療等情報の矛盾) ・DファイルとEFファイル(記入されている入院料等の矛盾)	5/31
9	「未コード化傷病名」の使用割合	未コード化傷病名の対象となるのは、医療資源を最も投入した傷病名だけか。	様式1に入力されたすべての傷病名が評価対象となる。 入力された傷病名における傷病名コードが00009991に該当する割合を算出している。	5/31
10	データ数	対象期間において、DPC算定病棟から非DPC算定病棟へ転棟後、退院に至った患者は、データ数に含まれるのか。	ID3の通り、対象に含まれる。	9/3
11	共通	当院はDPC準備病院に該当するが、(データ/病床)比、データ数及び適切なDPCデータの作成に係る指標について、基準値を満たさないといけないのか。	通知した実績値は、DPC制度へ参加する際の基準となり、DPC対象病院とDPC準備病院に対して、参考指標として共通の内容で通知している。 令和8年度でDPC制度への参加を希望する場合には、今回通知した指標について、令和6年10月～令和7年9月までの1年間(12か月)において基準を満たすことが必要である。 DPC準備病院については、基準を満たさない場合であっても、継続することが可能である。	9/3